

# 仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査票 秘

愛媛県経済労働部管理局労政雇用課

- 1 この調査票に記載された内容は、統計以外の目的には一切利用されることはありませんので、貴事業所における状況を、ありのまま記入してください。
- 2 各問には、**特に断りのない限り平成25年10月1日現在の状況**を、太枠内に記入してください。
- 3 記入が終わりましたら、**平成25年12月11日(水)までに同封の返信用封筒(切手不要)によりご返送ください。**
- 4 記入に当たってわかりにくい点がありましたら、下記までお問合せください。

愛媛県庁労政雇用課労働政策グループ 電話 089-912-2502 FAX089-912-2508

## I 事業所の概要に関する事項

(同一企業であっても、本社、支社、工場等は、それぞれ別個の事業所となります。)

|                                 |                          |     |     |                   |       |         |         |         |               |                         |                          |                   |              |       |             |       |       |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---------------------------------|--------------------------|-----|-----|-------------------|-------|---------|---------|---------|---------------|-------------------------|--------------------------|-------------------|--------------|-------|-------------|-------|-------|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 事業所名                            |                          |     |     |                   |       |         |         |         |               |                         |                          |                   |              |       |             |       | 所在地   |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 記入担当者<br>職・氏名                   |                          |     |     |                   |       |         |         |         |               |                         |                          |                   |              |       |             |       | (電話番号 | - - ) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 事業所の<br>事業内容<br>(主たる事業<br>一つに○) | 砂利採<br>取業、<br>採石業、<br>鉱業 | 建設業 | 製造業 | 電気・ガス・<br>熱供給・水道業 | 情報通信業 | 運輸業、郵便業 | 卸売業、小売業 | 金融業、保険業 | 不動産業<br>物品賃貸業 | 学術研究、専<br>門・技術サービ<br>ス業 | 飲食サービス業<br>宿泊業、<br>サービス業 | 生活関連サービ<br>ス業、娯楽業 | 教育、<br>学習支援業 | 医療、福祉 | 複合サービ<br>ス業 | サービス業 | その他   |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                 | 1                        | 2   | 3   | 4                 | 5     | 6       | 7       | 8       | 9             | 10                      | 11                       | 12                | 13           | 14    | 15          | 16    | 17    |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|                               |               |    |    |             |   |   |
|-------------------------------|---------------|----|----|-------------|---|---|
| ★事業所の常用労働者数<br>(平成25年10月1日現在) | 男性            | 女性 | 合計 | 労働組合の<br>有無 | 有 | 無 |
|                               | 人             | 人  | 人  |             |   |   |
|                               | ★のうちの有期契約労働者数 | 人  | 人  |             | 人 |   |
| ★のうちのパートタイム<br>労働者数           | 人             | 人  | 人  |             | 1 | 2 |

※常用労働者とは、以下のいずれかの要件に該当する者(常用労働者のうちの、有期契約労働者は3ヶ月・1年など期間を定めた契約で雇用されている者、パートタイム労働者は正社員に比べて勤務時間の短い者。有期契約のパートタイム労働者は、有期契約労働者にカウントしてください。)をいいます。

- ①期間を定めずに、又は1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者
- ②日々雇われている者、又は1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者で調査日前2か月(平成25年8月、9月)の各月にそれぞれ18日以上雇われた者
- ③取締役、理事などの役員のうちで常時勤務して、一般労働者(常用労働者のうちパート、アルバイト、嘱託労働者等以外の正規労働者)と同じ基準で毎月給与の支払を受けている者
- ④事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者
- ⑤①～③の条件に該当する、他企業からの出向者(在籍出向、移籍出向を問いません。また、この調査では他企業への出向者は在籍出向、移籍出向を問わず除いてください。)

## II 企業としての意識に関する事項

(企業(本社)の方針を踏まえて、貴事業所における状況を回答してください。)

問1 従業員の仕事と家庭の両立について、どのような問題意識をもっていますか。(一つに○)

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 重要な課題であり、積極的に取り組んでいる         | 1 |
| 重要と考えており、今後取り組んでいきたい         | 2 |
| 必要性を感じているが、現在のところ特に対応は考えていない | 3 |
| 必要性を感じていない                   | 4 |

### Ⅲ 育児休業制度及び労働者の育児に対する援助に関する事項

育児休業制度は、「育児・介護休業法」に規定する子を育てるために一定期間休業する制度をいい、労働基準法に規定する産前産後休業、育児時間、配偶者の出産に伴う休暇及び家族の介護・世話のために年次有給休暇を取得することは除きます。

#### 問2 育児休業制度の規定の有無

貴事業所では、育児休業制度の規定がありますか。該当する番号を○で囲んでください。

|       |   |
|-------|---|
| 規定あり※ | 1 |
| 規定なし  | 2 |

→ 問4へ

※「規定あり」とは、就業規則等の内部規程により、制度が文書化されているものをいいます。

#### 問3 育児休業制度の内容 (問2で「規定あり 1」を○で囲んだ場合のみ回答)

① 貴事業所では、子が何歳になるまで育児休業を取得することができますか。1～4のうち一つを○で囲んでください。

|                  |                  |         |      |
|------------------|------------------|---------|------|
| 1歳6か月<br>(法定どおり) | 1歳6か月を超え<br>2歳未満 | 2歳～3歳未満 | 3歳以上 |
| 1                | 2                | 3       | 4    |

② 貴事業所では、同じ子について何回育児休業を取得することができますか。回数をご記入ください。

同じ子について  回まで

#### 問4 育児休業中及び育児休業後の労働条件等の取扱

育児休業制度の規定がない事業所や、これまで利用者がいない事業所も、労働者からの申出があり、法に基づき育児休業を取得させた場合を想定してお答えください。

① 貴事業所では、会社や企業内共済会等から育児休業中の労働者に金銭の支給を行っていますか。該当するすべての番号を○で囲んでください。(注1)

|           |   |
|-----------|---|
| 金銭を支給している | 1 |
| 金銭を支給しない  | 2 |

|                   |                 |   |
|-------------------|-----------------|---|
| 毎月金<br>銭を支<br>給する | 所定内給与額の50%以上を支給 | 1 |
|                   | 所定内給与額の50%未満を支給 | 2 |
|                   | 定額を支給           | 3 |
|                   | その他             | 4 |
| 一時金<br>等を支<br>給する | 一時金を支給          | 5 |
|                   | 日数限定で有給とする      | 6 |
|                   | その他             | 7 |

(注1) 「金銭」には、雇用保険により支給される育児休業給付は含みません。

「定額を支給」とは、所定内給与額を基準としない一定額を支給している場合をいいます。

「一時金を支給」とは、育児休業中の一定時期に何らかの金銭を支給する場合をいいます。

② 貴事業所では、育児休業を取得した者について、復職後の職場・職種をどのように決定していますか。1～3のうち一つを○で囲んでください。

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 原則として原職又は原職相当職に復職する(注2) | 1 |
| 本人の希望を考慮し、会社が決定する       | 2 |
| 会社の人事管理等の都合により決定する      | 3 |

(注2) 「原職」とは、育児休業者が休業前に就いていた職務をいいます。

「原職相当職」とは、一般的に

(ア) 休業後の職制上の地位が休業前より下回っていないこと

(イ) 休業前と休業後とで職務内容が異なっていないこと

(ウ) 休業前と休業後とで勤務する事業所が同一であること

のいずれにも該当する職務をいいます。

③ 貴事業所では、育児休業者に対して職業能力の維持、向上のための措置を講じていますか。該当するすべての番号を○で囲んでください。

|        |   |                            |                |     |
|--------|---|----------------------------|----------------|-----|
| 講じている  | 1 | 休業中の情報提供<br>(社内報、仕事に関する情報) | 職場復帰のための<br>講習 | その他 |
| 講じていない | 2 |                            |                |     |
|        |   | 1                          | 2              | 3   |

問5 育児休業制度の利用者の状況

〔育児休業制度の規定がない事業所や、これまで利用者がいない事業所も、労働者からの申出があり、法に基づき育児休業を取得させた場合についてお答えください。〕

① 貴事業所での**女性労働者の出産者及び配偶者出産者**（配偶者が出産した男性労働者）の人数をご記入ください。

【平成23年10月1日から平成24年9月30日までの間】

(ア) 期間を定めず雇用されている常用労働者

| 女性労働者 |         |
|-------|---------|
| 人     | うちパート 人 |

| 男性労働者 |         |
|-------|---------|
| 人     | うちパート 人 |

(イ) 有期契約労働者 —上記(ア)以外の労働者—

| 女性（有期契約労働者） |         |
|-------------|---------|
| 人           | うちパート 人 |

| 男性（有期契約労働者） |         |
|-------------|---------|
| 人           | うちパート 人 |

(ウ) 有期契約労働者（上記(イ)）のうち、育児休業制度の対象となる労働者（注3）

| 女性（有期契約労働者） |         |
|-------------|---------|
| 人           | うちパート 人 |

| 男性（有期契約労働者） |         |
|-------------|---------|
| 人           | うちパート 人 |

（注3）有期契約労働者は、次のいずれにも該当すれば育児休業制度の対象となります。

- ①同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること
- ②子の1歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれること
- ③子の2歳の誕生日の前々日までに労働契約期間が満了しており、かつ、契約が更新されないことが明らかでないこと

② ①の出産者及び配偶者出産者のうち、平成25年10月1日までに育児休業を開始した者（休業開始予定の申出をしている者を含む）をご記入ください。

※同一の労働者が同じ子について育児休業を複数回または延長して取得した場合は、1人としてください。

(ア) 期間を定めず雇用されている常用労働者

| 育児休業者（女性） |         |
|-----------|---------|
| 人         | うちパート 人 |

| 育児休業者（男性） |         |
|-----------|---------|
| 人         | うちパート 人 |

(イ) 有期雇用労働者 —上記(ア)以外の労働者—

| 育児休業者（女性） |         |
|-----------|---------|
| 人         | うちパート 人 |

| 育児休業者（男性） |         |
|-----------|---------|
| 人         | うちパート 人 |

③ 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に育児休業から復職予定だった者の復職状況についてご記入ください。

| 復職状況  | 女性 | 男性 |
|-------|----|----|
| 復職した者 | 人  | 人  |
| 退職した者 | 人  | 人  |

該当がない場合は、問6へ

④ 育児休業後の復職者について、取得した育児休業期間別にご記入ください。(③で復職した者を記入した場合のみ回答)

| 期間 | 5日未満 | 5日～2週間未満 | 2週間～1か月未満 | 1か月～3か月未満 | 3か月～6か月未満 | 6か月～8か月未満 | 8か月～10か月未満 | 10か月～12か月未満 | 12か月～18か月未満 | 18か月～24か月未満 | 24か月～36か月未満 | 36か月以上 |
|----|------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 女性 | 人    | 人        | 人         | 人         | 人         | 人         | 人          | 人           | 人           | 人           | 人           | 人      |
| 男性 | 人    | 人        | 人         | 人         | 人         | 人         | 人          | 人           | 人           | 人           | 人           | 人      |

※取得期間には、産前・産後休業は含めないでください。

問6 父母ともに育児休業を取得する制度の状況 (パパ・ママ育休プラス)

① 父母がともに育児休業を取得する場合、休業期間を子が1歳2ヶ月に達するまで延長できることをご存知ですか。

|       |   |
|-------|---|
| 知っている | 1 |
| 知らない  | 2 |

② 平成23年10月1日から平成24年9月30日までの間に出生した労働者(男性の場合は、配偶者が出生した者)について、パパ・ママ育休プラスの制度で休業期間を延長した者の人数(延長予定の申出をしている者を含みます)をお答えください。

人

問7 育児のための勤務時間短縮等の措置

① 貴事業所において、次の各制度がある場合は、最長で子が何歳になるまで利用できるかについて、1～6のうち該当するものを一つ○で囲んでください。制度がない場合は、7を○で囲んでください。

| 育児の場合に利用できる制度等    | 制度あり(注4) |                   |                |                         |                       |              | 制度なし |
|-------------------|----------|-------------------|----------------|-------------------------|-----------------------|--------------|------|
|                   | 3歳に達するまで | 3歳～小学校就学前の一定の年齢まで | 小学校就学の始期に達するまで | 小学校入学～小学校低学年(3年生又は9歳)まで | 小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで | 小学校卒業以降も利用可能 |      |
| 短時間勤務制度(注5)       | 1        | 2                 | 3              | 4                       | 5                     | 6            | 7    |
| 所定外労働の免除          | 1        | 2                 | 3              | 4                       | 5                     | 6            | 7    |
| フレックスタイム制度        | 1        | 2                 | 3              | 4                       | 5                     | 6            | 7    |
| 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ   | 1        | 2                 | 3              | 4                       | 5                     | 6            | 7    |
| 事業所内託児施設          | 1        | 2                 | 3              | 4                       | 5                     | 6            | 7    |
| 育児に要する経費の援助措置(注6) | 1        | 2                 | 3              | 4                       | 5                     | 6            | 7    |
| 育児休業に準じる措置(注7)    | 1        | 2                 | 3              | 4                       | 5                     | 6            | 7    |

いずれも7の場合は問8へ

(注4) 4歳など、3歳と小学校就学の間としている場合には「2」を、「小学校就学の始期に達するまで」(小学校に入るまで)としている場合には「3」を選択してください。

(注5) 「短時間勤務制度」とは、通常の所定労働時間より短い所定労働時間を設定(原則1日6時間)することをいいます。週単位や月単位のみ短時間勤務制度はあるが、日単位の短時間勤務制度がない場合は「7」を○で囲んでください。労働基準法に規定する育児時間(生後1年に達しない子を育てる女性が1日2回各々少なくとも30分請求できるもの)については、育児のための「短時間勤務制度」に含まれません。

(注6) 「育児に要する経費の援助措置」とは、労働者がベビーシッター等外部の業者によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主がベビーシッター会社等育児に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度等をいいます。

(注7) 「育児休業に準じる措置」とは、法律に定められた育児休業制度より長期間休暇を取得できる制度をいいます。

- ② 平成23年10月1日から平成24年9月30日までの間に出生した労働者（男性の場合は、配偶者が出生した者）について、①で「1～6制度あり」に○をした制度について、平成25年10月1日までの間に利用を開始した者の数（利用開始予定の申出をしている者を含みます。）をお答えください。

| 育児の場合に利用できる制度等  | 女性 | 男性 |
|-----------------|----|----|
| 短時間勤務制度         | 人  | 人  |
| 所定外労働の免除        | 人  | 人  |
| フレックスタイム制度      | 人  | 人  |
| 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ | 人  | 人  |
| 事業所内託児施設        | 人  | 人  |
| 育児に要する経費の援助措置   | 人  | 人  |
| 育児休業に準じる措置      | 人  | 人  |

※ 同一労働者が期間内に同一制度を2回利用した場合は、1人として計上してください。  
同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合は、それぞれに1人として計上してください。

#### IV 介護休業制度及び労働者の家族の介護に対する援助に関する事項

〔介護休業制度は、「育児・介護休業法」に規定する家族等の介護のために一定期間休業する制度をいい、家族の介護・世話のために年次有給休暇を取得することは除きます。〕

##### 問8 介護休業制度の規定の有無

貴事業所では介護休業制度の規定がありますか。該当する番号を○で囲んでください。

|       |   |
|-------|---|
| 規定あり※ | 1 |
| 規定なし  | 2 |

→ 問10へ

※「規定あり」とは、就業規則等の内部規程により、制度が文書化されているものをいいます。

##### 問9 介護休業制度の内容（問7で「規定あり 1」を○で囲んだ場合のみ回答）

- ① 貴事業所では介護休業期間の最長限度（通算）を定めていますか。1～7のうち一つを○で囲んでください。

| 期間の最長限度を定めている    |             |     |            |    |          | 期間の制限はなく、必要日数取得できる |
|------------------|-------------|-----|------------|----|----------|--------------------|
| 通算して93日まで（法定どおり） | 93日を超え6か月未満 | 6か月 | 6か月を超え1年未満 | 1年 | 1年を超える期間 |                    |
| 1                | 2           | 3   | 4          | 5  | 6        | 7                  |

- ② 貴事業所では介護休業の取得回数に制限はありますか。該当する番号を○で囲んでください。

|      |   |                          |    |      |     |    |      |
|------|---|--------------------------|----|------|-----|----|------|
| 制限あり | 1 | 同一の対象家族の同一の要介護状態について（注8） |    |      | その他 |    |      |
| 制限なし | 2 | 1回                       | 2回 | 3回以上 | 1回  | 2回 | 3回以上 |
|      |   | 1                        | 2  | 3    | 4   | 5  | 6    |

（注8）「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいいます。

「同一要介護状態」とは、前回の介護休業等をしたときから、引き続き同一の要介護状態にある場合（前回、介護休業等をしたときの要介護状態から一度も回復していない場合）をいいます。

要介護状態から回復し、再び要介護状態に至った場合は、異なる要介護状態ということになります。

- ③ 貴事業所では介護休業の対象となる家族の範囲に制限はありますか。該当する番号を○で囲んでください。

|      |   |                   |                    |      |   |                    |      |   |     |
|------|---|-------------------|--------------------|------|---|--------------------|------|---|-----|
| 制限あり | 1 | 育児・介護休業法の対象家族（注9） | 労働者が扶養し、同居はしていない家族 |      |   | 労働者と同居し、扶養はしていない家族 |      |   | その他 |
| 制限なし | 2 |                   | 祖父母                | 兄弟姉妹 | 孫 | 祖父母                | 兄弟姉妹 | 孫 |     |
|      |   | 1                 | 2                  | 3    | 4 | 5                  | 6    | 7 | 8   |

（注9）「育児・介護休業法の対象家族」…配偶者、父母、子、これらに準ずる者（労働者が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫）及び配偶者の父母をいいます。「祖父母」「兄弟姉妹」には、配偶者の祖父母、兄弟姉妹を対象としている場合を含みます。

問 1 0 介護休業制度の利用者数

〔現在事業所に規定がない事業所や、これまで利用者がいない事業所も、労働者からの申出があり、法に基づき介護休業を取得させた場合についてお答えください。〕

① 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に介護休業を開始した者の人数をご記入ください。  
(休業開始予定の申出をしている者を含みます。)

※同一労働者が期間内に 2 回利用した場合は 2 人として計上してください。  
ただし、同一労働者が期間を継続延長した場合は休業 1 回として計上してください。

| 正社員 |   | パートタイム労働者 |   |    |   |    |   |
|-----|---|-----------|---|----|---|----|---|
| 女性  | 人 | 男性        | 人 | 女性 | 人 | 男性 | 人 |
|     |   |           |   |    |   |    |   |

② 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に介護休業終了後に復職予定だった者の復職状況についてご記入ください。

| 復職状況  | 女性 | 男性 |
|-------|----|----|
| 復職した者 | 人  | 人  |

※同一労働者が期間内に 2 回利用した場合は、2 人として計上してください。

③ ②の介護休業終了後に復職した者について、取得した介護休業期間別にご記入ください。

| 期間 | 1 週間未満 | 1 週間～<br>2 週間未満 | 2 週間～<br>1 か月未満 | 1 か月～<br>3 か月未満 | 3 か月～<br>6 か月未満 | 6 か月～<br>1 年未満 | 1 年以上 |
|----|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|-------|
| 女性 | 人      | 人               | 人               | 人               | 人               | 人              | 人     |
| 男性 | 人      | 人               | 人               | 人               | 人               | 人              | 人     |

問 1 1 介護のための勤務時間短縮等の措置

① 貴事業所において、次の各制度がある場合は、最長でどれだけ利用できるかについて、1～4のうち該当するものを一つ○で囲んでください。制度がない場合は、5を○で囲んでください。

| 介護の場合に利用できる制度等       | 制度あり             |                  |     |               | 制度なし |
|----------------------|------------------|------------------|-----|---------------|------|
|                      | 93 日まで<br>(3 か月) | 93 日を超え<br>1 年未満 | 1 年 | 1 年を超える<br>期間 |      |
| 短時間勤務制度 (注 10)       | 1                | 2                | 3   | 4             | 5    |
| フレックスタイム制度           | 1                | 2                | 3   | 4             | 5    |
| 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ      | 1                | 2                | 3   | 4             | 5    |
| 介護に要する経費の援助措置 (注 11) | 1                | 2                | 3   | 4             | 5    |

いずれも  
5 の場合は  
問 1 2 へ

(注 10) 「短時間勤務制度」とは、通常の所定労働時間より短い所定労働時間を設定 (原則 1 日 6 時間) することをいいます。  
週単位や月単位のみ短時間勤務制度はあるが、日単位の短時間勤務制度がない場合は「5」を○で囲んでください。

(注 11) 「介護に要する経費の援助措置」とは、労働者がホームヘルパー等外部の業者によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主が介護に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度等をいいます。

② ①で「1～4 制度あり」に○をした制度について、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に利用を開始した者の数 (利用開始予定の申出をしている者を含みます。)をお答えください。

| 介護の場合に利用できる制度等  | 女性 | 男性 |
|-----------------|----|----|
| 短時間勤務制度         | 人  | 人  |
| フレックスタイム制度      | 人  | 人  |
| 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ | 人  | 人  |
| 介護に要する経費の援助措置   | 人  | 人  |

※ 同一労働者が期間内に同一制度を 2 回利用した場合は、1 人として計上してください。  
同一労働者が 2 つ以上の制度を利用した場合は、それぞれに 1 人として計上してください。

## V 子の看護のための休暇に関する事項

子の看護休暇制度とは、「育児・介護休業法」に規定する負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うために使用する休暇を1年度に5日（子が2人以上の場合は10日）を限度として取得するための制度をいいます。労働基準法に規定する年次有給休暇を子の看護のために使う場合は除きます。

### 問12 子の看護休暇制度の規定の有無

貴事業所では、子の看護休暇制度の規定がありますか。該当する番号を○で囲んでください。

|       |   |
|-------|---|
| 規定あり※ | 1 |
| 規定なし  | 2 |

→ 問14へ

※「規定あり」とは、就業規則等の内部規程により、制度が文書化されているものをいいます。

### 問13 子の看護休暇制度の内容（問12で「規定あり 1」を○で囲んだ場合のみ回答）

① 貴事業所では、子の看護のための休暇を、子が何歳になるまで取得できますか。1～4のうち一つを○で囲んでください。

|                       |                         |                       |            |
|-----------------------|-------------------------|-----------------------|------------|
| 小学校就学の始期に達するまで（法定どおり） | 小学校入学～小学校低学年（3年生又は9歳）まで | 小学校4年生～小学校卒業（又は12歳）まで | 小学校卒業以降も対象 |
| 1                     | 2                       | 3                     | 4          |

② 貴事業所では、この看護休暇の休暇日数に制限はありますか。1年間に取得できる日数（通算）を「子が1人の場合」、「子が2人以上の場合」それぞれについて、該当する番号を○で囲んでください。

制限がある場合、

「子が1人の場合」の日数について、「1～4」から該当するもの一つを○で、

「子が2人以上の場合」の日数について、「5～8」から該当するもの一つを○で囲んでください。

| 制限あり    |       |        |       |           |        |        |       | 制限なし |
|---------|-------|--------|-------|-----------|--------|--------|-------|------|
| 子が1人の場合 |       |        |       | 子が2人以上の場合 |        |        |       |      |
| 5日      | 6～10日 | 11～20日 | 21日以上 | 10日       | 11～20日 | 21～40日 | 41日以上 | 9    |
| 1       | 2     | 3      | 4     | 5         | 6      | 7      | 8     |      |

※子が2人以上の場合で、子の人数により取得できる日数が違う場合は、最大で取得できる日数をお答えください。

③ 子の看護休暇を取得した場合の賃金について、1～3のうち一つを○で囲んでください。（注12）

|    |      |    |
|----|------|----|
| 有給 | 一部有給 | 無給 |
| 1  | 2    | 3  |

（注12）月給制の場合、

「有給」とは、子の看護のための休暇を取得した場合であっても賃金を差し引かない場合をいい、「無給」とは、休暇を取得した場合に取得日数分の日給を計算して賃金から差し引くことをいいます。

「一部有給」とは、休暇を取得した場合に取得日数分の日給を計算し、その一部を賃金から差し引くことをいいます。

（例えば、5日間の制度を設けており、このうち2日間に限り有給、それ以外は無給としている場合には、一部有給と回答してください。）

### 問14 子の看護休暇の利用者数

〔現在事業所に規定がない事業所や、これまで利用者がいない事業所も、労働者からの申出があり、法に基づき子の看護休暇を取得させた場合についてお答えください。〕

貴事業所での就学前までの子を持つ労働者数及び子の看護のための休暇を取得した者の数をご記入ください。

| 平成25年10月1日時点で<br>小学校就学前までの子を持つ労働者数              | 正社員 |    | パートタイム労働者 |    |
|---|-----|----|-----------|----|
|   | 女性  | 男性 | 女性        | 男性 |
|   | 人   | 人  | 人         | 人  |
|   | うち  | うち | うち        | うち |
| うち、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に子の看護のための休暇を取得した者の数 | 人   | 人  | 人         | 人  |

## VI 要介護状態にある家族の介護のための休暇に関する事項

介護休暇制度とは、「育児・介護休業法」に規定する要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者に与えられる休暇をいいます。労働基準法に規定する年次有給休暇以外の休暇制度であって、労働者が対象家族の介護（通院の付き添い等）を行うという目的のために使用できる短期の休暇制度です。（法では、対象者1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日を上限として介護休暇が取得できるとしています。）

### 問15 介護休暇制度の規定の有無

貴事業所では、介護休暇制度の規定がありますか。該当する番号を○で囲んでください。

|       |   |
|-------|---|
| 規定あり※ | 1 |
| 規定なし  | 2 |

※「規定あり」とは、就業規則等の内部規程により、制度が文書化されているものをいいます。

### 問16 介護休暇の利用者数

現在事業所に規定がない事業所や、これまで利用者がいない事業所も、労働者からの申出があり、法に基づき介護休暇を取得させた場合についてお答えください。

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に家族の介護のための休暇を取得した者の数をご記入ください。

|       |   |
|-------|---|
| 男性労働者 | 人 |
| 女性労働者 | 人 |

## VII 配偶者出産休暇制度に関する事項

配偶者出産休暇制度は、労働基準法に規定する年次有給休暇以外の休暇制度であって、配偶者の出産の際に、病院の入院・退院、出産等の付き添い等のために『男性労働者』に与えられる休暇をいいます。なお、慣行等で配偶者の出産時に休暇を認めている場合も「制度あり」としてお答えください。

### 問17 配偶者出産休暇制度の有無

① 貴事業所では配偶者出産休暇制度がありますか。該当する番号を○で囲んでください。

|      |   |
|------|---|
| 制度あり | 1 |
| 制度なし | 2 |

② 配偶者の出産1回につき、何日まで取得できますか。

日まで

→ 問19へ

### 問18 配偶者出産休暇制度の利用者数

平成23年10月1日から平成24年9月30日までの間に配偶者出産休暇を取得した者の数をご記入ください。

人

## VIII 両立支援のために行政に期待する事項

問19 仕事と子育ての両立支援のために、行政に期待することがありましたら、ご記入ください。

質問は以上です。お忙しいところ、調査に御協力いただきありがとうございました。

※返信用封筒に入れてご返送ください。